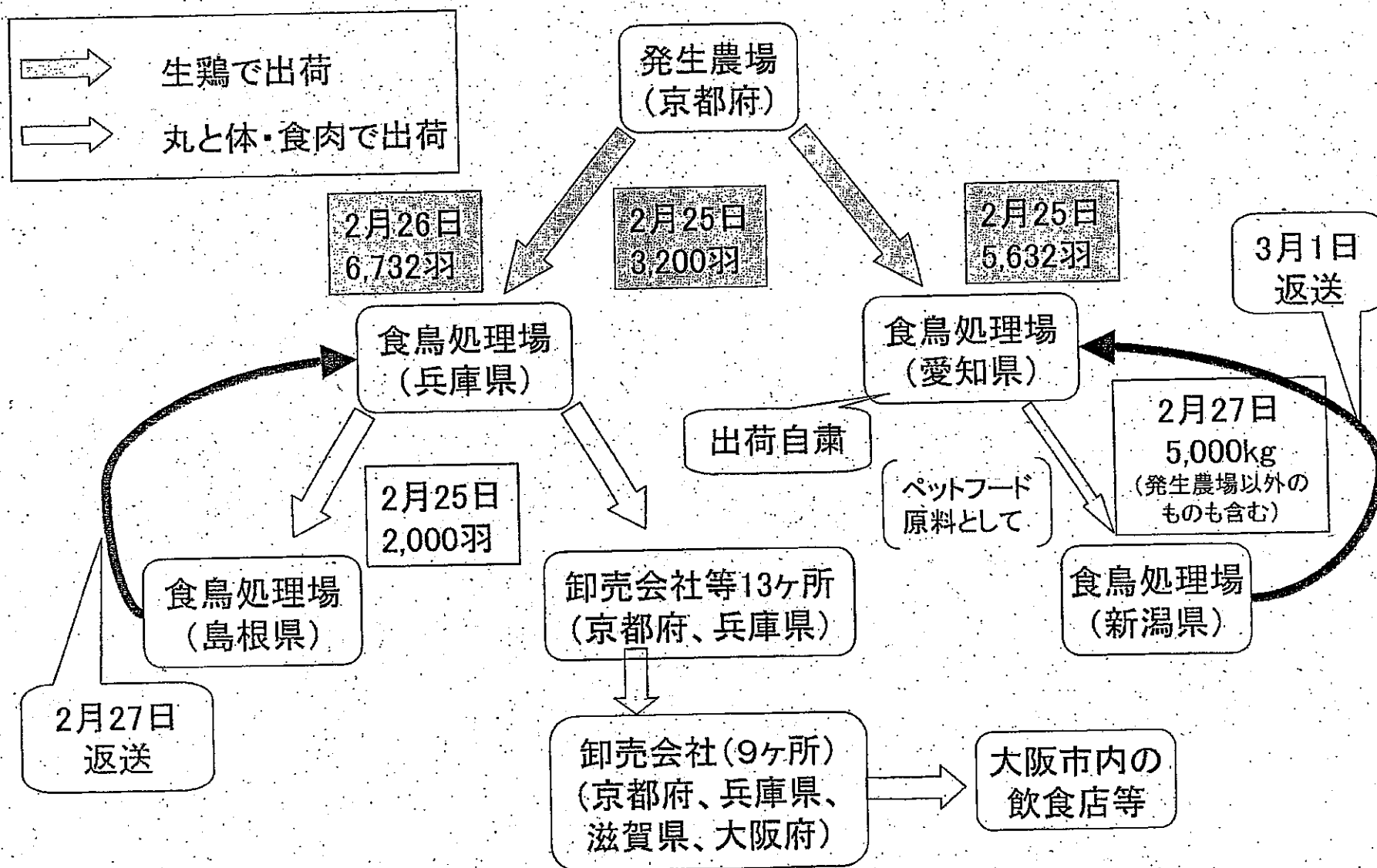


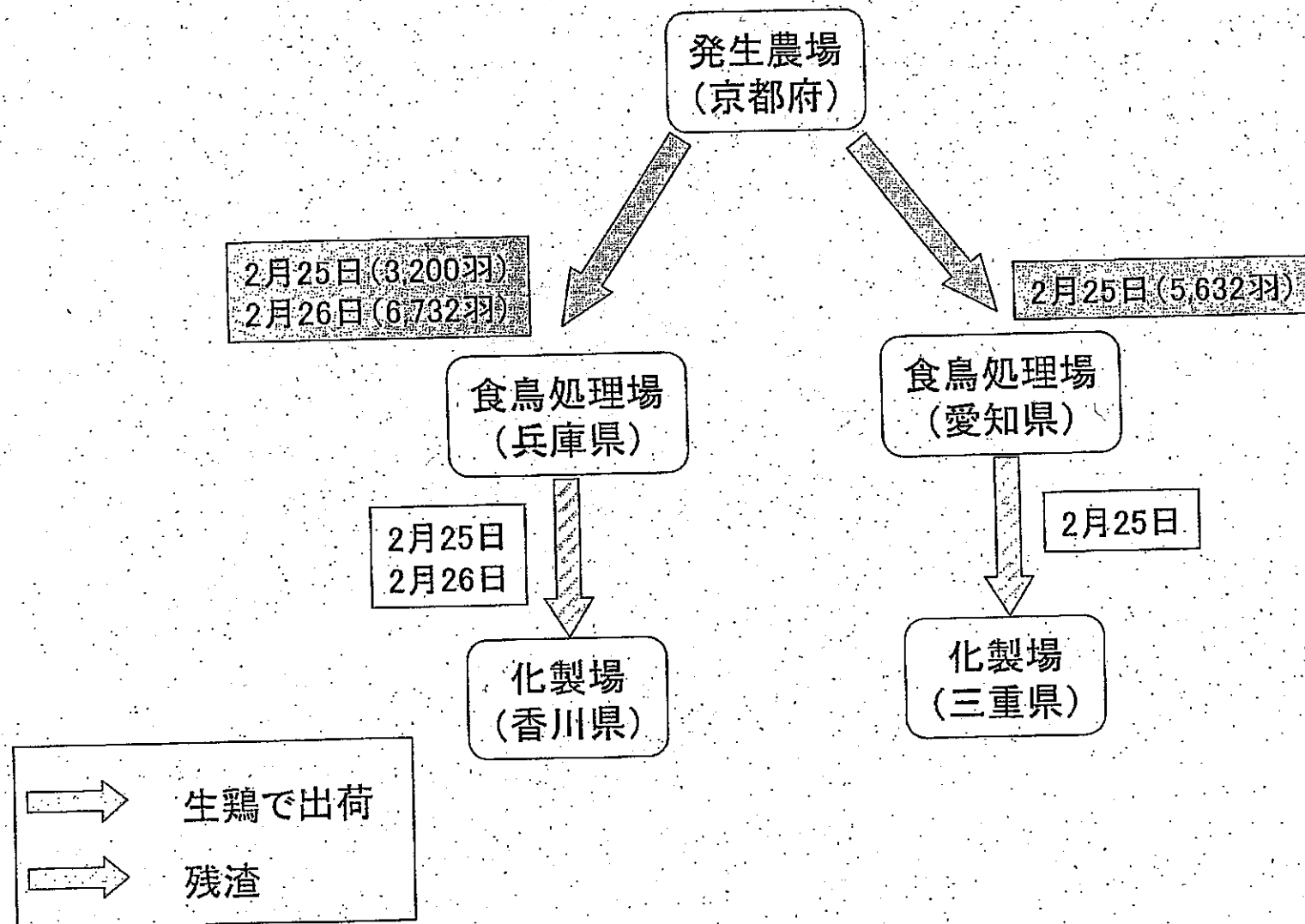
3月3日現在

発生農場(京都府)からの成鶏の出荷



3月3日現在

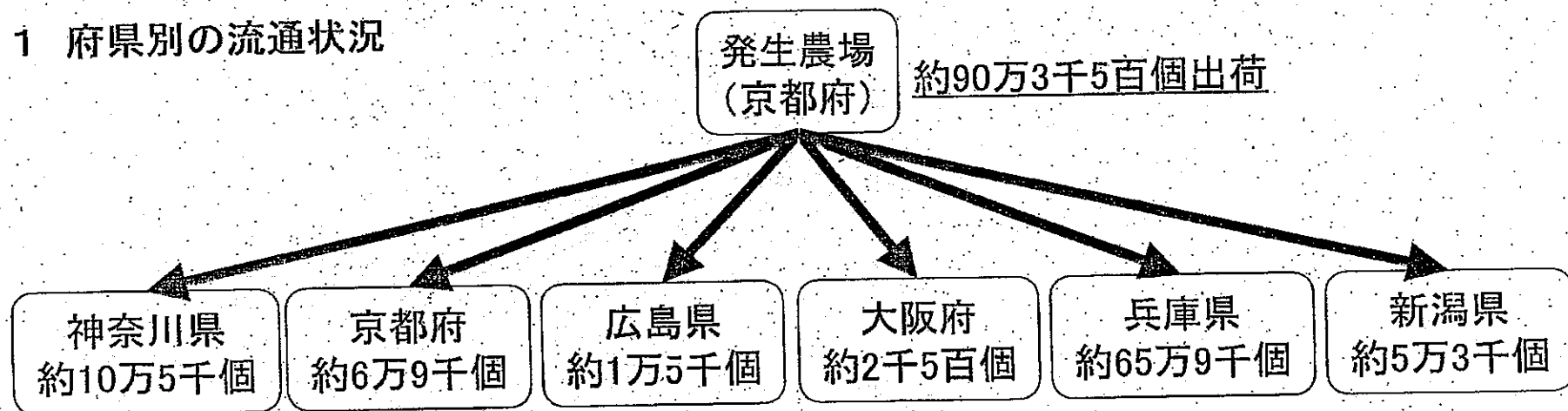
食鳥処理場からの残渣の流れ



3月3日現在

発生農場(京都府)からの卵の出荷状況 (2月20～26日出荷分)

1 府県別の流通状況



2 イオン(株)及びマックスバリュ西日本(株) 約8万3千個出荷

取り扱い都道府県: 京都府・大阪府・滋賀県・兵庫県・奈良県・岡山県・広島県・山口県・
島根県・鳥取県・徳島県・愛媛県・高知県・石川県・富山県(計15府県)

総合計 約98万6千5百個出荷

平成16年 3月 3日
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第5回家きん疾病小委員会に関する概要について

1 日時

平成16年3月3日(水) 18:00～22:20

2 場所

農林水産省消費・安全局第4・5会議室

3 概要

(1) 大分県での発生に係る防疫対応状況について

- ・ 事務局から、本日、第2次清浄性確認検査で異常が認められなければ、半径5kmの移動制限区域を残し搬出制限が解除されることを報告した。

(2) 京都府での発生に係る防疫対応状況と留意点について

- ・ 事務局から、京都府での発生に係る防疫対応状況が報告され、発生の確認の遅れも踏まえ、当面、半径30kmの移動制限区域を維持し、第1次清浄性確認が終了した時点で今後の取扱いを検討することとされた。また、発生農家から鶏が出荷された食鳥処理場等については、京都からウイルスが侵入したものと考えられることから移動制限はかけず、疫学関連農家等の調査を徹底することとされた。また今回発生確認まで時間を要したこと等を踏まえ、都道府県、関係団体に対し、発生防止対策と監視強化について再度徹底することとされた。

(3) 防疫マニュアルの見直しについて

ア 移動制限区域内における家きん卵出荷の除外について

- ・ 防疫上の安全性が確保されることを前提に、あらかじめ加熱殺菌条件を設定した上で、液卵として加熱殺菌するための移動制限区域内の農場由来の家きん卵の出荷を認めることとされた。

イ 移動制限区域内における保管施設等への家きん卵の移動について

- ・ 防疫上の安全性が確保されることを前提に、保管又は焼却のための移動制限区域内の農場由来の家きん卵の移動を認めることとされた。

ウ 移動制限区域の見直し、具体的運用の設定等について

- ・ 移動制限開始時、移動制限の範囲については、あらかじめ基準を設定した上で、半径5～30kmの範囲で定めることができるとし、移動制限の期間については、最終発生に係る防疫措置の完了後21日以上期間とすることとされた。

エ 清浄性確認の方法とこれに伴う対応について

- ・ 移動制限区域及び搬出制限区域の清浄性を確認するための具体的な方法をマニュアルにも規定することとされた。

- オ 発生農場等から出荷された家きんに発生が確認された場合の対応について
- ・ 発生農場等から食鳥処理場等に出荷された家きんに本病が確認された場合には、周辺 5 km の全ての家きん飼養場所及び疫学関連農場等の飼養鶏について移動の自粛を要請し、清浄性が確認された場合には移動の自粛を解除することとされた。また、これら疫学関連施設、農場の調査についてもマニュアル上に明記し各県連携して対応することとされた。
- カ モニタリング調査の強化について
- ・ 日頃からの異常の有無の報告と、異常があるとの報告があった場合の立入検査の実施を徹底するとともに、モニタリング対象農家数を拡充することとされた。
- キ 発生農場由来の家きん卵等の取扱いについて
- ・ 発生農場由来の家きん卵等の取扱いについては、家畜防疫の観点からは、家きんに感染する可能性が低い流通段階にはいったものの回収は不要であるが、公衆衛生部局との連携も必要であるので、引き続き検討することとされた。
- ク 鶏糞の取扱いについて
- ・ 発酵等による十分な加熱処理がなされたものについては、移動制限の対象から除外することとされ、移動制限開始後 10 日目以降は、防疫上の安全性を確保されることを前提に域外への移動を認めることとされた。

(5) その他

- ・ ワクチンの科学的評価について検討され、現状では使用することが適切ではないが、今後、食品の安全性確保、人に対する感染への影響の観点からも、関係機関が連携して評価を行っていくべきとされた。
- ・ 感染経路については、山口、大分の例について、現在まで、感染経路と疑われるような人、車の出入りは確認されていない。一方で、山口、大分、京都のいずれの発生地周辺でも渡り鳥の飛来が確認されているが、今後、可能性の一つとして、野生鳥類の何らかの関与があることも考慮し、ウイルスの保有に関する調査も含め引き続き調査を行っていく必要があるとされた。
- ・ 今回のケースでは、食鳥処理場の残さの一部がチキンミール、動物性油脂等に処理された可能性があるが、加熱処理条件からみてウイルスは不活化されており、交差汚染の可能性もないことから、当該チキンミール等を配合飼料の原料として使用して差し支えないこととされた。

【問い合わせ先】

消費・安全局衛生管理課国内防疫班

担当：小倉(内3202)、伏見(内3223)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL:03-3502-8111(機)、03-3502-8206(通)

FAX:03-3502-3385